

第3回宮代町議会改革特別委員会

日 時 令和7年5月8日（木）
午前10時から
場 所 議会室

次 第

1. 開 会

2. 協議事項

- （1）「タブレット端末の導入」について
- （2）「委員会質疑の事前通告制」について
- （3）「一般質問での資料配布」について
- （4）「政務活動費」について
- （5）「視察研修」について
- （6）「一般質問中の水分補給」について
- （7）その他

3. 閉 会

【委員会開催予定】

- 第4回委員会：5月19日（月）午前10時から、議会室
- 第5回委員会：6月 日（ ）午前10時から、議会室
- 第6回委員会：6月 日（ ）午前10時から、議会室

委員会質疑の事前通告制について

【検討事項】

1. 通告書の様式について
2. 執行部への伝達事項について

【決定事項】

1. 質疑時間は、質疑、答弁併せて1人30分以内とする。
2. 通告方法、通告順は一般質問通告に習い、窓口又はメールでの提出とし、メール提出の場合は、必ず到着確認の一報を入れる。
3. 質疑は、通告制のみとする。
4. 提出期限は、委員会開催日の前日の正午までとする。正午を過ぎたら質疑は受付しない。

予算特別委員会 質疑事前通告書

議席番号 番

議員氏名 _____

令和 年 月 日 課所管

会計種別 《 一般 ・ 特別 》

No.	1	予算書	90	わた予	26	資料	5
予算種別	歳入・歳出		質 疑 内 容				
款	2 総務費		昨年度は予算計上されていないが、来年度の工事はどのような内容の工事なのか。				
項	1 総務管理費						
目	5 財産管理費						
事業名	1 庁舎等管理事業						
節	14 工事請負費						

會計種別《 一般 ・ 特別 》

No.		予算書		わた予		資料	
予算種別	歳入 ・ 歳出		質疑内容				
款							
項							
目							
事業名							
節							

決算特別委員会 質疑事前通告書

議席番号_____番

議員氏名 _____

令和 年 月 日 課所管

会計種別 《 一般 ・ 特別 》

No.	1	決算書	90	説明書	26	資料	
予算種別	歳入	・ 歳出	質 疑 内 容				
款	2 総務費		庁舎維持管理修繕工事は、どのような工事を行ったのか。				
項	1 総務管理費						
目	5 財産管理費						
事業名	1 庁舎等管理事業						
節	14 工事請負費						

会計種別 《 一般 ・ 特別 》

No.		決算書		説明書		資料	
予算種別	歳入 ・ 歳出		質疑内容				
款							
項							
目							
事業名							
節							

(予算・決算) 特別委員会 事前通告書【一般会計】

議席番号： 99番

議員氏名： 議会 太郎

*歳入、歳出欄、予算書、わたしたちの予算書欄には、どちらかに○を付してください。

* 質疑内容は簡潔にお願いします。

*行は追加してください。

[illegible]

(予算・決算) 特別委員会 事前通告書【特別会計】

議席番号： 99番

議員氏名： 議会 太郎

*歳入、歳出欄、予算書、わたしたちの予算書欄には、どちらかに○を付してください。

* 質疑内容は簡潔にお願いします。

*行は追加してください。

[illegible]

(予算・決算) 特別委員会 事前通告書【一般会計】

議席番号： 99番

議員氏名： 議会 太郎

*歳入、歳出欄、予算書、わたしたちの予算書欄には、どちらかに○を付してください。

* 質疑内容は簡潔にお願いします。

*行は追加してください。

[illegible]

(予算・決算) 特別委員会 事前通告書【特別会計】

議席番号： 99番

議員氏名： 議会 太郎

*歳入、歳出欄、予算書、わたたちの予算書欄には、どちらかに○を付してください。

* 質疑内容は簡潔にお願いします。

*行は追加してください。

[illegible]

令和 年 月 日

宮代町議会議長 様

議 席 番 号 _____ 番

宮代町議会議員 _____

議会活動の資料について（依頼）

下記の資料について、議会活動の資料として使用したいので、貴職から町執行部に提供をお願いしていただきたく、依頼するものです。

記

1. 提 供 資 料

【一般質問関係資料】

	資 料 の 名 称	一般質問における使用
①		使用する・使用しない
②		使用する・使用しない

【議案関係資料】

	資 料 の 名 称	一般質問における使用
①		使用する・使用しない
②		使用する・使用しない

2. 提 供 希 望 日

令和 年 月 日

宮代町議会議長 様

議 席 番 号 _____ 番

宮代町議会議員 _____

一般質問における図・表等の使用について（依頼）

下記のとおり、一般質問を行う際に図・表等を使用したいので申請します。

記

- 1 サイズ等 (A 4 ・ A 3)
 (白黒 ・ カラー)
 (片面 ・ 両面)

- 2 図・表 別紙のとおり

議運審査日	令和 年 月 日
審査結果	可 ・ 不可

政務活動費について

【法的根拠】

地方自治法第 100 条第 14 項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

地方自治法 100 条第 15 項

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

地方自治法 100 条第 16 号

議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

【沿革】

政務活動費制度は、多くの地方自治体では、地方自治法第 100 条第 14 項の規定に基づき、地方議会の議員や会派に対し、調査研究に必要な経費の一部として政務調査費を交付している。この政務調査費制度は、平成 12 年の地方自治法改正により創設されたものであり、地方議会の活性化を図ることをねらいとしていた。

平成 24 年の法改正により「政務調査費」から「政務活動費」に改正され、「調査研究」から「調査研究その他の活動」に充当可能範囲を拡大、さらに、充当可能範囲は条例で定めることを新設し、議長への使途の透明性確保の努力義務も新設した。

【宮代町議会での沿革】

平成 12 年の地方自治法改正により政務調査費が法整備され、平成 13 年度に条例が制定されて政務調査費の交付が始まった。

平成 16 年度末に条例廃止となり、政務調査費の交付がなくなった。

【政務活動費復活に向けて】

まずは、条例の制定、さらに充当可能範囲を検討し、条例に盛り込む必要がある。また、使途の透明性確保を踏まえた交付方法などの検討も必要である。

視察研修について

視察研修に関する議員アンケートの意見としては、「バス圏内だけではなく、より遠方までの視察を可能にするための予算化が必要。」、「全員が研修に参加しなくても支障のない場合は、選出された代表者が参加する方法も考えていくべきである。経費を抑えることにもなり、遠方への視察も可能になる。」、「県外視察でなくても、県内で宿泊を伴わずの研修を充実させる。」、「税金により行うものであるのだから、研修によるフィードバックがないものは行うべきではない。」どの意見が寄せられている。

これらの意見からは、視察研修の見直しは必要であると読み取れる。

検討する論点としては、

- ①必要な視察先があれば遠方への視察について
- ②全員で行く必要性の検討や代表者視察について
- ③県内や日帰りでも参考になる視察について

これらの論点から議論して、一定の方向性を導き出すことで、次年度以降の視察研修に反映できる方針のようなものが出来れば、より充実した視察研修の企画ができるのではないかな。

政務活動費のテーマの中に、「視察研修などに活用」や「視察研修の活性化」という意見があるが、現状では別のテーマとして議論していくことでよいかな。

以上の前提でよろしければ、3つの論点から検討を進める。

- ①必要な視察先があれば遠方への視察の可能性
- ②全員で行く必要性を検討し、代表者が視察に行くことについての可能性
- ③県内や日帰りでも参考になる視察先の発掘や検討

その他の論点が見つかれば、それらも含めた論点について検討していくことでよいかな。